

特定非営利活動法人BESTie定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人BESTieという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、子ども及び地域住民に対して、野外教育、体験活動、スポーツ及び交流活動等を通じた教育支援並びに学びの機会の提供に関する事業を行い、子どもたちが人との関わりや多様な体験を通して主体性や協調性を育む機会及び地域住民が学びや交流を通して地域とのつながりを深める機会の充実に努め、地域全体で継続的に子どもたちの成長を支える環境づくりを行うことで、子どもの健全育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもを対象とした野外教育及び体験活動に関する事業
- (2) 子ども及び地域住民を対象としたスポーツ及び交流活動に関する事業
- (3) 教育及び地域活動に関するイベント等の企画運営事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正

会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 正会員はオンライン会議システムやビデオ会議・電話会議等の方法によって総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事はオンライン会議システムやビデオ会議・電話会議等の方法によって理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	横 江 将 太
副理事長	鈴 木 彩 生
理 事	加 藤 未緒子
理 事	高 橋 怜
理 事	蓮 沼 孝 明
監 事	滝 沢 圭 太

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円	賛助会員（個人・団体）	0円
---------	------------	----	-------------	----

(2) 年会費	正会員（個人・団体）	1000円	賛助会員（個人・団体）	1口3000円
---------	------------	-------	-------------	---------

(1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）
特定非営利活動法人BESTIE

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事・ ☒ 監事	ヨコエ ショウタ		有・ ☒ 無	理事長
		横江 将太			
2	☒ 理事・ ☒ 監事	スズキ サイセイ		有・ ☒ 無	副理事長
		鈴木 彩生			
3	☒ 理事・ ☒ 監事	カトリ ミコ		有・ ☒ 無	
		加藤 未緒子			
4	☒ 理事・ ☒ 監事	タカハシ レン		有・ ☒ 無	
		高橋 怜			
5	☒ 理事・ ☒ 監事	ハスヌマ タカキ		有・ ☒ 無	
		蓮沼 孝明			
6	理事・ ☒ 監事	タキシバ ケイタ		有・ ☒ 無	
		滝沢 圭太			
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和 8 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 BESTiE

1 事業実施の方針

令和 8 年度は、子どもたちが地域や多様な人々との関わりの中で、安心して遊び、挑戦しながら成長できる環境づくりを目的として事業を実施する。ニュースポーツや生涯スポーツを取り入れた活動、野外活動、交流活動等を通じて、学校や家庭だけでは得ることのできない体験機会を提供するとともに、地域住民、学校、PTA 等と連携しながら、地域全体で子どもたちを支える仕組みづくりを進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 70 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもを対象とした野外教育及び体験活動に関する事業	立会小学校 PTA と連携し、校庭開放活動等の子どもを対象とした野外教育及び体験活動を実施する。	年 3 回程度	品川区立立会小学校	10 人	地域の子どもの及び保護者	400 人	50
子ども及び地域住民を対象としたスポーツ及び交流活動に関する事業	品川区全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」において、講師としてスクールと提携し、ニュースポーツを実施する。	令和 8 年 9 月、12 月	品川区内小学校	7 人	すまいるスクール参加児童	50 人	10
	品川区内地域の子どもたち及び保護者を対象とし、ニュースポーツ体験会を行う。	年 2 回程度	品川区内施設等	7 人	地域の子どもの及び保護者	50 人	10
教育及び地域活動に関するイベント等の企画運営事業	講演会等の企画・運営を次年度から実施予定						0

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 BESTiE

1 事業実施の方針

令和9年度は、ニュースポーツ、生涯スポーツ、野外活動及び地域交流活動等を通じて、子どもたちが安心して遊び、挑戦しながら成長できる環境づくりを推進する。また、学校、地域団体、PTA等との連携を深めながら、学校や家庭だけでは得ることのできない多様な体験活動や交流機会を継続的に提供し、地域全体で子どもたちを支える仕組みづくりを進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 142 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもを対象とした野外活動及び体験に関する事業	立会小学校 PTA と連携し、校庭開放活動等の子どもを対象とした野外教育及び体験活動を実施する。	年度 6 回程	品川区立立会小学校	10 人	地域の子どものみ及び保護者	600 人	100
子ども及び地域住民が対象となる活動に関する事業	品川区全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」において、講師としてスクールと提携し、ニュースポーツを実施する。	年度 4 回程	品川区内小学校	7 人	すまいるスクール参加児童	100 人	20
	品川区内地域の子どもたち及び保護者を対象とし、ニュースポーツ体験会を行う。	年度 4 回程	品川区内施設等	7 人	地域の子どものみ及び保護者	100 人	20
教育及び地域活動に関するイベント等の企画運営事業	保護者や野外教育に興味のある大学生等を対象とし、講演会を行う。	年度 2 回程	東京都内施設等	5 人	地域の保護者及び大学生等	100 人	2

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人BESTiE

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		24,000
正会員受取会費	12,000	
賛助会員受取会費	12,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		0
受取助成金	0	
受取補助金	0	
4 事業収益		121,000
子どもを対象とした野外教育及び体験活動に関する事業収益	80,000	
子ども及び地域住民を対象としたスポーツ及び交流活動に関する事業収益	41,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		145,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	0
福利厚生費	0	0
(2) その他経費		70,000
会議費	0	
旅費交通費	5,000	
消耗品費	60,000	
減価償却費	0	
印刷製本費	5,000	
通信運搬費	0	
事業費計		70,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		0
会議費	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
通信運搬費	0	
管理費計		0
経常費用計		70,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		75,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		75,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
設立時繰越正味財産額・・・⑤	0	0
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		5,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人BESTiE

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		24,000
正会員受取会費	12,000	
賛助会員受取会費	12,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		0
受取助成金	0	
受取補助金	0	
4 事業収益		247,000
子どもを対象とした野外教育及び体験活動に関する事業収益	160,000	
子ども及び地域住民を対象としたスポーツ及び交流活動に関する事業収益	82,000	
教育及び地域活動に関するイベント等の企画運営事業	5,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		271,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	0
福利厚生費	0	0
(2) その他経費		142,000
会議費	0	
旅費交通費	10,000	
消耗品費	120,000	
減価償却費	2,000	
印刷製本費	10,000	
通信運搬費	0	
事業費計		142,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		0
会議費	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
通信運搬費	0	
管理費計		0
経常費用計		142,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		129,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		129,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤	0	5,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤		64,000

特定非営利活動法人BESTie 設立趣旨書

新型コロナウイルス感染症の流行を境に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。かつて地域で行われていた子ども会活動や地域行事、外遊び等の機会は減少しており、子どもたちが自然体験や異年齢交流、多様な価値観に触れる経験を得る場は以前に比べ限定的になりつつあります。また、少子化や校庭・公園等の利用制限の増加により、子どもたちが自由に身体を動かしながら遊ぶことのできる環境も少なくなっています。

さらに、SNSやデジタル機器の普及により、人と直接関わりながら遊びや学びを深める機会も変化しています。加えて、共働き世帯の増加や部活動の縮小等を背景として、家庭や学校のみで子どもたちに十分な体験活動や交流機会を提供することが難しくなっており、地域社会の中で継続的に子どもたちの成長を支える環境づくりの重要性が高まっています。

私たちは、子どもたちが地域や自然の中で多様な人々と関わりながら、実際の体験を通して学び、成長できる環境が必要であると感じています。年齢や学校を越えた交流、身体を動かして遊ぶ経験、自ら考え挑戦する経験は、子どもたちの主体性や協調性を育むうえで重要なものであり、学校や家庭だけでは得ることのできない大切な学びにつながります。また、地域全体で子どもたちの成長を支え、多様な人との関わりの中で新しい価値観に触れられる環境をつくっていくことは、子どもの健全育成だけでなく、地域のつながりや活性化にもつながるでしょう。

そこで私たちは、任意団体BESTieとして、品川区が実施する全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」における活動をはじめ、ニュースポーツや生涯スポーツを取り入れた活動、校庭開放での遊びの提供を含む体験活動、学校やPTA等の地域と連携した交流活動などを行ってきました。活動の中では、風船バレー等のユニバーサルスポーツも取り入れ、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが一緒に楽しめる機会づくりにも取り組んできました。これらの活動を通じて、子どもたちが学校や家庭だけでは得ることのできない多様な価値観や、遊びを通じた学びに触れながら成長していく姿を数多く見てきました。また、仲間と協力しながら遊ぶ中で、自ら新しい遊び方を考えたり、誰もが参加しやすいルールや方法を工夫したりする姿も多く見られました。実際に身体を動かし、人と関わりながら得た経験は、子どもたちの主体性や協調性、挑戦する力を育む大きな学びにつながっていると実感しています。

しかしながら、任意団体として活動を続けていく中で、体育館や校庭等の活動場所を借りる際や、ニュースポーツ等で使用する用具・機材を準備する際に、団体としての名義や運営体制の面で難しさを感じる場面がありました。また、活動を継続していく中で、子どもたちや保護者の方々により安心して参加していただくためには、活動内容や会計等を適切に管理し、継続的かつ安定的に運営できる体制を整えていく必要があると感じるようになりました。さらに、学校、PTA、地域団体、行政機関等との連携を深めながら、より多くの子どもたちへ体験活動や交流機会を届けていくためには、団体としての社会的信用を高め、活動に賛同してくださる方々とともに地域に根差した活動を広げていくことが重要であると考えました。そこで私たちは、誰もが安心して参加し、応援することのできる団体を目指し、特定非営利活動法人を設立することを決意しました。

特定非営利活動法人となった後は、定期的な情報公開や適正な法人運営を行いながら、野外教育、体験活動、ニュースポーツ及び交流活動等を通じて、子どもたちが安心して挑戦し、多様な人々と関わりながら成長できる環境づくりを進めていきます。また、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進めることで、子どもの健全育成及び地域社会の発展に寄与することを目指します。

申請に至るまでの経過

令和6年9月 任意団体「BESTie」発足

令和6年12月 PTA校庭開放活動への参加開始

令和7年6月 品川区全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」における活動開始

令和8年4月 特定非営利活動法人BESTie設立を有志で検討開始

令和8年7月 特定非営利活動法人BESTie設立総会開催

令和8年9月4日

設立代表者

氏名

加藤

未緒子